

第6次国有林野施業実施計画書（案）

第2次変更計画

（変更部分のみ）

（神奈川森林計画区）

自 令和5年4月1日

計画期間

至 令和10年3月31日

関東森林管理局

神奈川森林計画区の第6次国有林野施業実施計画の変更について

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第14条第2項の規定に基づき変更するものである。

- 1 計画箇所以外で発生した荒廃箇所において、山腹工等を実施するため、「4 治山に関する事項」を変更する。
- 2 協定締結による国民参加の森林づくりの「社会貢献の森」について、新規設定の公募を行い協定内容が決定し、また既存の協定について協定解消したため、「8 その他必要な事項」「（2）フィールドの提供」を変更する。

なお、本変更計画は、令和8年4月1日から適用する。

【変更項目】

4 治山に関する事項

位 置 (林 班)	市 町 村	区 分	工 種	計 画 量
266、270、279、289	相 模 原 市		渓 間 工 山 腹 工	3か所 3か所
102～104、145、146、148、 157、158	山 北 町	保 安 施 設	渓 間 工 山 腹 工 治山運搬路改良	6か所 1か所 2か所
67、68、 <u>71</u>	箱 根 町		渓 間 工 山 腹 工 本 数 調 整 伐	3か所
合 計		保 安 施 設		17か所

(注) 1 か所数は単位流域を1か所として集計。

(注) 2 災害復旧等緊急を要する工事については、計画箇所以外においても実行できるものとする。

8 その他必要な事項

(2) フィールドの提供

対象地 (林小班)	設定の目的	備 考
270 い1～り、イ	ふれあいの森 (フォレスト21さがみの森)	設 定：平成14年3月 実施主体：NPO法人 森づくりフォーラム 面 積：18.48ha
103 ろ5 (協定解消)	社会貢献の森 (ドコモ丹沢清流の森)	設 定：令和元年5月 実施主体：株式会社ドコモCS 神奈川支店 面 積：0.23ha
104 い4	社会貢献の森 (ジオリーブの森林)	設 定：令和6年4月 実施主体：ジオリーブグループ株式会社 面 積：0.19ha